広島県協同農業普及事業の実施に関する方針

（平成 23 年４月策定）

第１ 基本的な考え方

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は，農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号，以下「法」という。）に基づき，都道府県が国と協同して普及指導員を置き，直接農業者等に対して農業経営等の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導活動を行うこと等によって，農業の持続的な発展を図ろうとするものであり，これまで農政上の様々な課題に対応し，我が国の農業・農村の維持・発展に大きく貢献してきた。

本県においては，平成 18 年度に現在の農業技術指導所（以下「指導所」という。）に再編し，「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」（平成 12 年３月策定，平成 18 年３月見直し，以下「行動計画」という。）に掲げた「産業として自立できる農林水産業の確立」の具現化に向け，普及指導活動の役割を明確にし，集落法人の育成及び園芸産地や広島牛産地の生産構造改革を支援してきた。

この活動により，集落法人は 200 法人を超え，農地集積面積は約５千 ha となり，一部では園芸作物や広島牛の導入が始まる等，農業構造改革に一定の成果は得られた。しかし，未だ多くの法人は水稲主体の経営から収益性の高い園芸や畜産等への転換が進まず，産地を牽引する担い手となるには，更なる経営改善が必要である。

このため，本県では平成 22 年 12 月に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」（以下「チャレンジプラン」という。）を策定し，引き続き「産業として自立できる農林水産業の確立」を最も重要な目標に掲げ，地域農業の担い手として，集落法人，農業参入企業及び認定農業者（以下「担い手」という。）を位置付け，担い手の経営力を高め，新たな産地の育成や既存産地の改革を進めるとともに，新たに農林水産物の販売力の向上等の視点を加え，中間事業者（農業協同組合，卸売市場，流通業者等）のコーディネートによる産地と実需者（飲食業者，食品製造業者，小売業者等）との連携，更にはリレー出荷等の産地間で連携する仕組づくりを進めることとした。

本県の普及事業についても，チャレンジプランの具現化に向け，普及指導活動対象と解決すべき課題の明確化を図り，スペシャリスト機能（農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能）及びコーディネート機能（地域農業について，先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関等との連携の下，関係者による将来展望の共有，課題の明確化，課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能）の両機能を併せた総合プロデュース機能を組織的に発揮し，目標達成型の活動を推進する。

第２ 普及指導活動の課題

本県は冷涼な中国山地から温暖な瀬戸内海沿岸島しょ部まで，日本の縮図と呼ばれる多様な気象条件を有し，これまでも優れた経営者を輩出するとともに，様々な農業技術が蓄積され，また消費県でもあることから，これら強みを活かした戦略的な農業生産活

動を拡大できる条件を具備している。

しかし，経営規模の零細性と農業従事者の高齢化等によって，農地利用率，農業生産額，農業所得を始めとする多くの農業生産指標で全国の下位に甘んじている。

このような状況の中で，経済のグローバル化に対応し農業の国際競争力を高め，消費者に支持される農業生産構造とするためには，早期に産業として自立できる農業を確立させ，農業生産力を高めることが必要である。

このため，これまで取組んできた集落法人の設立に加え，集落法人の経営力の向上，農業参入企業の経営確立，認定農業者の育成と法人化，新規就農者の確保・育成等を総合的に推進し，経営力の高い担い手の育成とそれらが中心となった力強い農業構造の確立が喫緊の課題である。

また，本県では，「地域起点」「選択と集中」「協働連携」を基本姿勢として，地域農業の戦略組織（以下「地域戦略組織」という。）において市町，農業協同組合，県の地方機関等が連携し，地域農業ビジョンの共有，地域プロジェクトの策定，進行管理等を進めており，地域戦略組織を円滑に機能させるためには，普及組織の役割を十分に果たす必要がある。

第3 普及指導員の配置に関する事項

法第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に携わる者として，スペシャリスト機能とコーディネート機能を備えた普及指導員を農業技術指導所（法第 12 条に規定する普及指導センターとして設置する。）に配置するとともに，将来の農業・農村を担う意欲ある担い手を養成する普及指導員を県立農業技術大学校に配置する。

また，農林水産局内関係各課，県域の農業関係団体及び試験研究機関との連携・調整を行う普及指導員を農林水産局農業技術課に配置する。

なお，普及指導員を継続的に確保するため，関係職種の普及指導員資格未取得者の配置にあたっては，受験要件の充足に繋がるよう配慮する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1　普及指導活動の対象

明確な事業目標を持ち，技術・経営革新に意欲的な者であって，地域戦略組織が，産地育成のため支援が必要と認めた担い手，将来の担い手として育成すべき新規就農者，法人化を志向する地区及び産地の構造改革を進める生産組織を重点的な活動の対象とする。

2　普及指導活動の区分

普及指導活動は，以下に区分される課題活動及び一般活動とする。

（1）プロジェクト課題

地域自らが描いた地域農業ビジョンを達成するため，地域戦略組織が策定した地域プロジェクトの推進にあたり，市町，農業協同組合等の関係機関・団体との明確な役割分担と連携の下に，普及事業が担うべき課題をプロジェクト課題として位置付ける。

（２）特定課題

地域プロジェクト化が見込まれる課題について，事前に立案や調整等に取組む課題や，県全体で進めている農業構造改革等において別途定める指導所共通で取組む課題を特定課題として位置付ける。

（３）事業関連課題

目標が明確であり，年間を通じて計画的に対応する必要がある担い手・新規就農者支援，資金借受者支援，新技術委託事業，採種事業等に係る活動を事業関連課題として位置付ける。

３　具体的な活動内容

チャレンジプランの具現化に向け，担い手，産地，仕組づくりを視点に次の具体的な活動を行う。

なお，普及指導計画策定段階から病害虫防除所（病害虫防除チーム）との連携を図るほか，指導所内部及び各指導所間の横断的な組織活動，農林水産局関係各課及び試験研究機関との密接な連携により，効果的かつ効率的な活動に努める。

（１）地域の核となる経営力の高い担い手の育成に関する支援

ア　担い手の育成

雇用の創出により，農業が地域産業として確立することを目指し，ひとり当たり年間所得 500 万円以上の者で構成する経営力の高い担い手の育成を支援する。

また，産地や地域農業の核となるビジネス拡大型集落法人や農業参入企業，認定農業者等の企業経営ができる人材の育成を支援する。

なお，これまで農業構造改革に向けた基盤づくりのため取り組んできた集落法人設立志向地区に対する法人設立の働きかけ支援とともに，担い手の経営の高度化及び企業経営への発展に向けた生産技術・経営管理に係る支援についても，普及指導活動の重点課題とする。活動の中心は，集落法人設立の働きかけ支援から，担い手の経営の高度化等支援に徐々に移す。

イ　新規就農者の確保・育成

本県農業の維持と発展に不可欠な新規就農者を継続的に確保し育成するため，県立農業技術大学校や，市町・農業協同組合等の新規就農者確保・育成の取組と連携し，将来，経営力の高い担い手となるよう新規就農者の就農計画の作成，生産管理技術及び経営管理技術の習得及び向上を支援する。

また，集落法人，農業参入企業その他の農業法人に就農し，将来，当該法人の経営の一翼を担うとして期待される者に対しては，当該法人の経営高度化の一環として支援し，個人経営や一戸一法人等の法人経営を目指す者に対しては，その者が属する生産組織等を介して支援する。

なお，農地や資金を持たない非農家出身者等が農業を開始する手段として農業法人による雇用は有効であり，こうした就農の受け皿づくりを推進するため，集落法人等の雇用態勢の整備を支援する。

（２）「作ったものを売る」から「売れるものを作る」生産体制の確立に対する支援

新規需要へチャレンジする地域戦略品目の選定のための技術情報の提供，現地試験による新たな技術の実証，実需者のニーズに応える品質と収益性を高める技術の導入と生産工程の組立を，産地の核となる技術力の高い担い手等と共同して確立し，需要に対応できる新たな産地としての生産体制の確立に向け，地域戦略組織と協働連携して取組む。

生産力の低下や農業従事者の高齢化の進行等により農業構造改革を必要としている既存産地に対しては，目標を明確にした産地戦略の構築が急務であり，担い手が中心となった生産構造への転換や産地全体の意識改革による生産体制の再構築等の取組を支援する。

また，このため必要な新技術の開発と導入等を関係機関と連携して取組む。

（３）「産地と実需者」「産地と産地」が連携する仕組づくりに対する支援

産地が中間事業者のコーディネートにより実需者や他産地と連携し，安定的で効率的なバリューチェーンを構築するため，経営力の高い担い手及びそれらが中心となった生産組織の機能強化と，これらによる地域内ネットワークの構築を支援する。

また，中間事業者と連携し，本県の多様な地域特性を活かした広域でのリレー出荷による周年供給体制の確立，機械施設の共同利用等，効率的な産地間ネットワークの構築を支援する。

（４）農産物の生産から消費に至る安全・安心の確保に向けた取組に対する支援

食品の安全・安心に対する消費者の関心が高まっている中，食の信頼性の確保と環境へ配慮した農業生産の取組が求められている。

このため，「広島県環境にやさしい農業推進方針」（平成 22 年 12 月策定）に基づき，エコファーマーの認定取得を進めるとともに，「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証の取得等，環境に対する負荷が少なく持続性の高い農業生産に向けた取組を支援する。

また，病害虫や雑草の発生状況に合わせ，経済性を考慮しつつ過度な農薬使用に頼ることなく，耕種的防除法や天敵等の防除技術を総合的に講じる「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）」の考え方に基づく病害虫防除体系の構築を支援する。

生産者自ら生産工程の点検を行うことで生産物全体の安全性を高める農業生産工程管理（ＧＡＰ）の導入や，食品事故が発生した際に原因食品とその流通経路を特定することで，被害を最小限に抑える「安心！広島ブランド」トレーサビリティ認証制度等の活用により，農産物の生産から流通までのリスク管理体制の構築を支援する。

（５）持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全に向けた取組に対する支援

担い手の育成，産地育成及び既存産地の構造改革を支援することにより，持続性の高い農業生産活動の展開が図られ，農地の効率化，耕作放棄の未然防止へつなげる。

また，野生鳥獣による農作物被害の防止対策についても，持続性の高い農業生産活動の展開による，鳥獣が里に出にくい環境づくりを基本としながらも，担い手の経営の高度化を進める上で解決すべき重要な課題として，市町等関係機関・団体と密接な連携と明確な役割分担の下，担い手等が行う被害防止対策の取組を支援する。

4　調査研究の実施

普及指導活動の高度化を図るために，生産管理技術や経営管理技術，産地育成，担い手の確保・育成，普及指導方法その他に関し，情報収集や技術実証等による調査研究を実施する。

5　普及指導協力委員制度等の活用

担い手の確保・育成，産地育成及び産地が連携する仕組づくりのため，指導農業士による普及指導協力委員制度等を活用し，効果的な普及指導活動を推進する。

6　関係機関との連携

普及事業の重点化を進めるため，地域戦略組織を構成する市町・農業協同組合等の関係機関・団体と密接な連携の下，普及事業が担う役割を明確にして，計画的な普及指導を推進する。

また，県立総合技術研究所との連携を強化するとともに，課題に応じて独立行政法人，大学，民間企業等と連携を図る。

7　普及指導計画の策定と評価

（１）普及指導計画の策定

普及指導活動は，別に定める農業技術指導所活動計画策定要領に基づき，普及指導基本計画（以下「基本計画」という。）及びそれに基づく各年度の普及指導活動計画（以下「年度計画」という。）を策定し，取組む。

（２）普及指導活動の実績とりまとめ，評価及び活用

普及指導活動の着実な成果を得るため，年度計画に基づく活動実績をとりまとめ，翌年度の年度計画策定や基本計画見直しに反映させる。

また，四半期毎に実績をとりまとめ，進捗状況，課題，対応方針等について整理し，次期の四半期活動に活用する。

なお，プロジェクト課題及び地域プロジェクトに関連する特定課題については，地域戦略組織の評価をもって外部評価とし，その結果を年度計画の策定及び見直しに反映させる。

8　農業者研修教育施設における研修教育

将来の本県の農業・農村を担う意欲ある担い手を養成する専門教育機関として県立農業技術大学校を設置しており，農業施策の根幹となる将来の担い手の確保に向けた人材育成対策の拠点施設として果たす役割は極めて大きい。

県では，平成 21 年３月に県立農業技術大学校中長期計画を策定し，（１）学生が増え，（２）就農が進み，（３）集落法人等から頼りにされ，（４）効果的・効率的な運営ができ，（５）学生が充実感を持てる大学校を目指して改革を進め，今後も，将来の本県農業の担い手を育成する修業年数２年の養成部門と，地域農業の担い手等を対象と

して専門技術等の短期研修を行う研修部門を設置し，養成部門においては，実習（60%）と講義等（40%）を組み合わせた実践的な教育により，農業を担う人材を育成する。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

1　研修

農業経営の高度化支援に必要な生産管理技術や経営管理技術に関するスペシャリスト機能と，関係者の合意形成や取組の連携を図るためのコーディネート機能の両機能を備えた普及指導員を育成するため，普及指導員の自発的な研修意欲を基本に，以下の体系に沿って効果的な研修を実施する。

（1）研修体系

ア　スペシャリスト機能強化研修

高度かつ緊急を要する普及課題を解決するために必要な知識・技術を修得し，課題解決能力の向上を図る。

イ　コーディネート機能強化研修

普及指導員が地域農業の調整役として，農業者や関係機関・団体等と目標を共有し，協働・連携して目標達成に向けた活動を行うための調整能力の向上を図る。

ウ　企画型研修

高度かつ緊急な課題の解決に向け，普及指導員自らが，課題の設定から解決策を見出すための研修方法，成果の現地への普及のための企画，更には実行までの一連の活動を通して，課題解決能力の向上を図る。

エ　長期研修

民間企業，研究機関等へ派遣し，普及指導業務の推進に係る企画力，提案力及び実行力の向上を図る。

オ　海外派遣研修

海外における農業生産や農業経営の実態，農業振興施策等について調査・研究する。

（2）研修の計画的な実施

農林水産局農業技術課に研修担当者を配置し，各指導所の研修担当者と連携し，概ね5年間の普及指導員研修基本計画及び年度毎の普及指導員研修実施計画を定め，計画的に実施する。

2　調査研究成果の活用

調査研究の成果を普及指導員全体で共有することにより，普及指導員の資質向上に活用する。

3　人事交流の促進

普及指導員に必要な広範な知識と幅広い視点の醸成を図るため，行政機関及び試験研究機関等との積極的な人事交流に努める。

第6 その他普及事業の実施に関する事項

1　青年農業者等への支援

地域農業の将来を担う青年農業者等が，組織的に資質向上のために行う情報交換，研究等の活動を支援する。

2　学校教育との連携

農業高校その他教育関係機関と連携し，将来の担い手として期待される農業高校生等に対し，実践的な研修や情報提供等の支援を行う。

3　食育に関する教育への協力

食育基本条例（平成 18 年広島県条例第 56 号）に基づき，農業への理解の増進及び将来にわたる農業従事者の確保に資するよう，行政機関，教育機関，農業協同組合等が行う食育に関する教育に対し，情報提供等の必要な協力を行う。

4　各種施策等の活用

農業者等の課題解決に向けた普及指導活動を補完する有効な手段として，制度資金や補助事業等の活用を支援する。

5　他産業の指導機関との連携の確保

地域の多様な資源の活用により地域農業の振興を図る観点から，林業及び水産業に関する普及指導員，商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携を図る。